

令和8年度沖縄先端医療技術基盤形成促進事業(研究高度化事業)補助金（ステージ1&2）の公募に係るQA（4月7日時点）

No	公募種別	質問	回答
25	共通	「共同体協定書」について 第5条、第10条に構成員の情報を記入する必要があるが、例えば、共同体の教授と助教など複数名が研究に関わる際は、全員の情報を記載する必要があるか？ また、最後のページの捺印箇所も全員の捺印が必要か？	本事業における構成員とは、大学法人や国立研究法人等であれば法人単位の構成員を想定しているため、共同体協定書において教授や助教授など個々の研究員の情報を記載する必要はございません。 最後のページの捺印箇所についても同様に、個々の研究員ではなく、法人単位で代表者の捺印をお願いします。
26	共通	協定書の構成員は大学法人などの法人単位か。それとも研究室の責任者単位で良いのか。	No. 25と同様
27	共通	「（管理法人及び代表者） 第6条 本共同体の代表機関は、●●●とする。 2 本共同体の代表機関を本共同体の代表者とする。」 とあるが、2か所記入する「代表者」名は構成員の代表者名ではなく、各機関の学長名（機関長名）にして、それぞれ印鑑をもらうべきか？ 学長・機関長に署名、印鑑をもらうことになり、どちらも書類作成に時間を要する機関であるため、24日の提出に間に合いそうにない。 共同体協定書の提出だけは少し送らせて頂くことはできないか？	大学等であれば学長名（機関長名）、企業であれば代表取締役名といった各団体の長名での押印をお願いします。 押印が締め切りまでに間に合わない場合は、いったん共同体の代表機関の押印のみの協定書で受け付けますので、審査開始（5月下旬）までの間に構成員が押印した協定書に差し替えることで対応してください。
28	共通	「様式4 プロジェクトリーダー候補者経歴書」、と「様式5 主要研究員候補経歴書」の違いについて確認したい。プロジェクトリーダーについては、要項に定義されているが、主要研究員候補については記載がないため、学内でも質問が来ている。 プロジェクトリーダーと主要研究員が同じでも良いのか。	No. 1と同様
29	共通	「様式1 企画参加申込書」の 提出者欄は、機関代表者、連絡担当者欄は、プロジェクトリーダーか、またはプロジェクトリーダーのアシスタントでよいか。 適切な担当者を記載するためにもこの欄の「連絡の目的」とともにご教示いただきたい。	提出者欄は、機関代表者となります。連絡担当者欄は、研究テーマに係る申請について審査会の日程等の連絡がとれる方の職・氏名・連絡先をご記載ください。プロジェクトリーダーまたはプロジェクトリーダーのアシスタントでも構いません。

No	公募種別	質問	回答
30	共通	■（様式5）主要研究員候補 研究経歴書 こちらは、参加する研究者（プロジェクトリーダー除く）全員の提出が必要か。 「主要」とあるため現時点での主要な研究員候補者の記載と理解してよいか。	現時点での主要な研究員候補者の記載で構いません。
31	共通	■（様式7）誓約書 共同体で提案する場合、参画研究機関それぞれで誓約書が必要になるか？ 共同体を代表して申請等の手続きをする代表機関のみでよいか。	共同体で提案する場合、誓約書はすべての参画機関で提出する必要があります。 大学等であれば学長名（機関長名）、企業であれば代表取締役名といった各団体の長名での押印をお願いします。 押印が締め切りまでに間に合わない場合は、審査開始（5月下旬）までの間に押印した誓約書に差し替えることで対応してください。
32	共通	■（共同体協定書について） 第6条 管理法人とは何を意味するか？ 本事業では、共同体の代表機関を代表者として定める必要があると考えるが、別途管理法人を置く必要があるか？	管理法人とは、沖縄県へ事務手続き及び研究費の受領・配分を担う共同体の代表機関を意味しています。 別途、管理法人を置く必要はございません。
33	共通	第17条 「協定書に定めのない事項は運営委員会において定めるものとする」とあるが、本条項でいう運営委員会とは何を指すか？ 複数機関で共同体をなして提案する場合、共同体内に運営委員会を設置する必要があるか？	本条項における「運営委員会」とは、共同体を円滑に管理・運営するために、研究進捗の管理や研究費の配分調整など、運営上の重要な意思決定を行う組織を想定しています。 複数機関で共同体を構成して提案される場合、各機関との合意形成や円滑な事業推進を図るための場として、共同体内に運営委員会を設置いただくことが望ましいと考えています。
34	共通	3年目から企業との共同体を組むことを想定しているが、様式2③事業実施体制図はどのように記載すればよいか。またその場合共同体協定書の提出は必要か。	様式2③事業実施体制図において、可能であれば1～2年目の実施体制と3年目の実施体制の両方をご記載ください。また、今回の公募では共同体協定書の提出は不要です。
35	共通	購入予定の物品に海外メーカー製のものを検討しているが海外メーカーの機器も補助の対象となるか。その場合どのような手続きが必要か。	海外メーカー製の機器であっても、本公募要領で定める物品費の要件を満たすものであれば補助の対象となります。本事業において特段の手続きは不要ですが、導入する機器に関連する法令の規定や手続きは遵守してください。
36	共通	同大学内の別の学部と連携して研究テーマに取り組む場合、共同体として協定書を締結する必要があるか。	同大学内であれば、共同体協定書の提携は不要です。
37	共通	参画研究機関概要の書類07_youshiki6について、大学は資本金制ではなく、純利益とかなんといわれるが、どのように記載すればよいか。	大学等については、様式6欄外の注釈2にお示しのとおり、財務状況（当期純利益及び資本金）の記入の必要はございません。

No	公募種別	質問	回答
38	共通	本補助事業に関する事務処理マニュアルや手引き書（経費処理・事務手続き等）は別途整備されているか。	経費処理や事務手続きなどで活用できる手引きの整備を予定しております。
39	共通	公募要領において、 ・ ページ9「交付要綱に基づき」 ・ ページ10「補助金交付要綱に基づき」 との記載があるが、該当する交付要綱（正式名称・参照先）をお示しいただきたい。	「沖縄先端医療技術基盤形成促進事業(研究高度化事業)(企画部)補助金交付要綱」となります。以下の公募ホームページに追加でアップロードいたしますのでご参照ください。 https://www.pref.okinawa.lg.jp/shigoto/kenkyu/1009895/1039342.html
40	共通	共同体で申請する場合の代表機関の要件についてお示しいただきたい。 公募要領P5（10）に記載のとおり、「交付申請手続き及び研究費の受領・配分等を担う機関」と理解してるが、当該要件を満たすためには、事務処理・経理管理体制を有していれば問題ないとの認識でよいのか。研究開発に関する事項などの制限はあるか。	事務処理・経理管理体制を有していれば問題ございません。
41	共通	共同体における経費配分について、構成機関間での配分割合や上限等の制限事項があればお示しいただきたい。	共同体における経費配分については、構成機関間での配分割合や上限について制限はありませんが、外注費と委託費については、その合計額が共同体全体の補助対象経費の2分の1を超えないものとしております。
42	共通	ページ16の補助対象外経費に「事務所等にかかる家賃、保証金、敷金、仲介手数料、光熱水費」との記載があるが、大学内レンタルスペースの利用料（研究開発拠点として使用する場合は当該項目に該当し、補助対象外となるか。	大学レンタルスペースの利用料は、事務所等の家賃と同様に補助対象外となります。
43	共通	代表機関について、申請時点において県内研究機関である必要はあるか。 また、採択後に沖縄県内（例：大学のレンタルスペース等）を主たる研究開発拠点とする計画であれば、代表機関の要件を満たすと考えてよいのか。	公募要領6ページにお示しのとおり代表機関については、県内研究機関に限りません。ただし、共同体のうち、構成員のいずれかに県内研究機関が含まれていることを必須とします。
44	共通	様式5「主要研究員候補」に記載する研究者の範囲についてお示しいただきたい。 例えば、人件費（研究員費）として計上する者のみを対象とするのか、研究に関与する主要メンバー全体を対象とするのか、整理の考え方があればお示しいただきたい。	主要研究員はプロジェクトリーダー以外で当該研究テーマに携わる主な研究員となります。研究に関与する主要メンバーについてご記載ください。
45	共通	様式7「誓約書」について、共同体で申請する場合は、全ての構成機関ごとに誓約書の提出が必要でしょうか。	No.31と同様
46	共通	共同体における監査・経理確認の方法についてお示しいただきたい。 各構成機関ごとに監査が実施されるのか、あるいは代表機関が取りまとめて対応する形式となるのか、基本的な考え方をお示しいただきたい。	監査・経理の確認については、基本的には経費を執行した各構成機関ごとに監査を実施することを想定していますが、効率的な検査の実施のため、構成機関の執行した経費が少額である場合など代表機関においてとりまとめて実施する場合もございます。
47	共通	本事業における成果物について、公募要領上明確な記載が見当たらない。 最終的に求められる成果物（例：研究成果報告書、データ、試作品等）の想定があればお示しいただきたい。	公募要領23ページにお示しのとおり本事業の成果物については、毎年度事業終了時に遂行状況を確認するため、研究成果報告書を提出していただきます。
48	共通	産業技術総合研究所は「大学等」ではないというご指摘でしたが、ページ18の【添付資料】三点の提出が必要ということか。	法人税法上の課税免除の規定がある産業技術総合研究所のような国立研究開発法人、又は独立行政法人及び地方独立行政法人については、公募要領18ページの添付資料①会社の登記事項証明書、②直近3カ年の決算書、③直近3カ年の事業に係る法人税の提出は必要ございません。
49	共通	電子印以外の方法で協定書の内容に合意していることを示すのでは不十分なのか、また何か代替案がないのか検討いただけないか。	電子署名が難しい場合、メールによりお互いが合意している旨の署名（記名）のみを行った協定書のPDFを、当該機関の公式ドメインメールから送付し、「本メールをもって、添付の協定書内容に合意したことのエビデンスとする」旨を明記してください。